

福津市こどもの居場所づくり支援事業補助金 ～募集のお知らせ～

福津市は、食事や学習、体験活動、地域住民との交流などを通してこどもが安心して過ごせる居場所づくりを推進し、こどもたちの育ちを支援するとともに、地域全体でこどもたちを見守る環境を充実させることを目的として、新たにこどもの居場所を開設する団体及びこどもの居場所づくりの運営している団体に対して予算の範囲内において活動にかかる経費の一部を補助します。

募集期間 : 令和7年8月1日（金）～令和8年1月28日（水）必着

補助対象金額 : 補助対象経費の1/2以内（上限設定あり）

補助金の種類	事業実施回数	交付限度額	条件等
①運営費補助金	年6回以上	6万円	補助対象事業に係る補助金の交付額は交付限度額と補助対象経費の実支出額の実支出額に1/2を乗じた額と比較していずれか少ない額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。
	年12回以上	12万円	
	年18回以上	18万円	
②開設準備費補助金		10万円	

補助対象事業

以下のいずれかに該当するこどもの居場所づくりの運営もしくは新たに開設する費用を対象とします。

- こどもの栄養に配慮した食事を提供し、地域の人々と交流する団らんの場（以下「こども食堂」という。）
- こどもに対し、学習支援の定着、基礎的な学力の向上等のために自主学習を支援する場（以下「学習支援の場」という。）
- こども同士又は地域住民との交流等を行う場を提供する活動（以下「交流・体験活動の場」という。）
- その他市長がこどもの居場所として認める場

1 対象団体

福津市内で「こどもの居場所」の運営や開設を行う団体です。

※以下に該当する団体は対象外になります。

- ・ 福津市こどもの居場所づくり支援事業補助金の交付を受けたことのある団体で交付内容と同一の内容での申請の場合。ただし、同じ活動内容であっても居場所の場所(拠点)を増やす等は対象になります。
- ・ 団体の構成員（法人の場合は役員）に暴力団員等を含む団体
- ・ 活動内容が公序良俗に反する団体

2 応募要件

補助対象となるのは、以下の要件をすべて満たす要件です。

(1) 対象事業に関すること

- 補助対象事業（1 ページ目に記載）の居場所が子ども同士や多世代の交流を促すものであること。
- 参加しているこどもの様子を見守り、必要に応じて市や相談支援機関の紹介や支援につなぐこと。

(2) 実施頻度・体制に関すること

- 原則として、月1回以上、かつ、年6回以上開催し、1回あたりの開催時間は2時間以上とする。また、1年以上の継続的な活動であること。

(3) 事業対象に関すること

- 主な利用者は地域の子ども及びその保護者であること。ただし、対象とする子供を未就学の乳幼児に限定する事業を除く。

(4) 衛生管理・安全監理に関すること

- 事業の実施中や帰宅時等におけるこどもの安全管理や、感染症対策に努めること。
- こども食堂を行う場合には、衛生管理やこどもの食物アレルギーの有無等に十分配慮するとともに、こどもの居場所の開設時に、開催場所を所管する福岡県宗像遠賀保健福祉事務所へ相談の上、必要な助言・指導を受けること。

※福岡県宗像遠賀保健福祉事務所 保健衛生課食品衛生係 0940-36-3318

(5) その他の要件

- 営利を目的とした活動でないこと。

- 特定の技能の向上を目指す教室活動や、競技目的のための活動でないこと。
- 利用料を徴収する場合は、食事の提供等に係る実費等の低廉なものに限ること。
- 法令及び福津市の条例、規則その他の規定を遵守すること。

3 対象経費

対象事業に要する経費のうち、以下の表に掲げる経費が対象です。

種類	補助対象経費	内容
運営費補助金	消耗品費	使い捨ての食器、ラップ等調理用品、洗剤、ごみ袋、コピー用紙、消毒液など
	教材費	学習用の筆記用具、ノート、絵本など
	食材費	こどもに提供する食事の材料費やおやつ代など
	印刷製本費	チラシ、ポスター、学習資料などの印刷費
	保険料	ボランティア保険料、イベント保険料など
	使用料及び賃借料	会場使用料、賃借料など
	その他市長が事業の運営に認める経費	
開設準備費補助金	備品購入費※	炊飯器、学習支援用の長机など
	その他市長が事業の開設に関し、必要と認める経費	

※備品とは、物品の性質、形状をかえることなく、比較的長期(1年以上)の使用に耐えるもの。

以下の経費は対象外となります。

- 団体を恒常的に運営する経費（人件費、団体事務所の維持管理費や借上費など）
- 事業の直接必要としない経費、市が特定できない経費
- 通常より著しく高額、高級と判断される経費
- 同じ対象経費について、他の助成制度等で補助等を受けている経費（対象経費が異なっていれば補助可）
- ボランティアや講師への謝金

4 申請方法

以下の申請書類に必要事項を記載いただき、福津市こども家庭部こども課こどもの国推進係（児童センターFUCSTA）に提出してください。

申請書類を基にヒアリングを行います。なお、書類持参時にヒアリングを希望される場

合は、事前に日程調整のうえ来館してください。

なお、申請に要する経費は、全ての申請団体の負担とし、提出いただいた書類は、選考結果に関わらず返却しません。

提出が必要な申請書類

(申請書類は福津市ホームページからダウンロードできます)

- (1) 福津市こどもの居場所づくり支援事業補助金交付申請書(様式第1号)
- (2) 事業計画書(様式第2号)
- (3) 収支予算書(様式第3号)
- (4) 構成員等名簿(様式任意)
- (5) 団体の定款又は規約(様式任意)
- (6) その他 団体の概要や事業内容がわかる書類(様式任意)

5 審査方法

提出いただいた申請書等を基に、要件を満たしているか随時審査を行います。
また、審査結果、減額・不交付となる場合もあります。

6 交付決定

「5 審査方法」により、補助金の交付可否と交付金額を決定し、採択・不採択の結果について、申請団体に通知します。
審査に係る期間は、申請から2~3週間程度を目安としますが、状況によってそれ以上かかる場合がありますのでご了承ください。

7. 補助金の概算請求

交付決定を受けた補助団体は、概算払いを受けようとするときは、福津市こども居場所づくり支援事業補助金交付請求書(様式第6号)を市に提出してください。

8 交付決定後に変更が生じた場合等

補助決定後、事業内容に変更が生じた場合は(様式第7号)を、または事業を中止・廃止しようとするときは(様式第10号)を速やかに提出ください。

9 事業終了後の手続き

補助事業が完了したときは、事業完了後1月以内又は補助金交付決定を受けた日の属する年度3月末のいずれか早い月日に以下の書類を提出してください。

補助金の支払いに際して提出が必要な書類

- (1) 福津市こどもの居場所づくり支援事業補助金実績報告書（様式第 12 号）
- (2) 実施状況報告書（様式第 13 号）
- (3) 収支決算書（様式第 14 号）
- (4) 領収書等実施に要した経費を支払ったことを証明する書類の写し
- (5) 事業の実施状況がわかる資料（写真等）

※上記以外に必要なに応じて書類の提出をお願いすることがあります。

1 0 交付の取消

以下のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の取消や、交付額の変更、補助金の返還請求を行う場合があります。

- 虚偽の申請又は報告により補助金の交付決定を受けたとき。
- 補助金の交付を決定した事業の全部又は一部を実施しなかったとき。
- 補助金を交付決定した事業以外のものに使用したとき。
- 「福津市こどもの居場所づくり支援事業補助金交付要綱」の規定に違反したとき。

1 1 その他、申請にあたっての留意事項など

補助金の種類ですが「運営費補助金」と「開設準備費補助金」があります。
要綱の第 5 条を読んで申請してください。

【公募 問い合わせ先】

福津市こども家庭部こども課こどもの国推進係

「福津市こどもの居場所づくり支援事業補助金」担当まで

〒811-3218

福津市手光南 2 丁目ー 1ー 1 福津市児童センターFUCSTA

TEL 0940-43-8356 FAX 0940-43-8357 E-mail fucsta@city.fukutsu.lg.jp